

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

三条市は新潟県のほぼ中央に位置し、新潟市と長岡市に挟まれた県央地区にあり、平成17年に互いに隣接する1市1町1村(三条市、栄町、下田村)の合併により、新三条市となった。市行政は旧三条市役所を本庁、旧町村役場を各々栄庁舎、下田庁舎として配置している。

商工会議所・商工会は、合併前市町村で設立されていた三条商工会議所・栄商工会・下田商工会が併存していたが、令和6年度に栄・下田両商工会が合併し両地区を管轄区域とする三条市商工会が新たに発足したことより、1商工会議所1商工会で市内全域を網羅している。

(水害のリスク)

本市の過去の災害を振り返ると水害が多い。これは、北西部を流れる信濃川の河道に対し、市域を横断する五十嵐川が直角に接続していることから、豪雨時には五十嵐川の水が信濃川に流出しにくく、五十嵐川の水位の上昇が接続する小河川に影響を及ぼしているためである。これまで低地ではしばしば内水氾濫が発生し、住宅等の床上・床下浸水や田畑の冠水等の被害が発生している。

平成16年の7・13新潟豪雨災害では、五十嵐川の左岸堤防が諏訪地内で決壊し甚大な被害が発生した。この水害により信濃川、五十嵐川、刈谷田川、大平川などにおいて災害復旧事業が実施されたが、平成23年7月の新潟福島豪雨水害では五十嵐川中流部で破堤するなど、再び甚大な被害が発生した。

(土砂災害のリスク)

本市南東部の中山間地や丘陵地一帯には、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊等の危険個所が点在している。過去にも土砂崩れ等が発生し、平成23年7月新潟福島豪雨水害では下田地区を中心に土石流や急傾斜地の崩壊が各所で発生し、家屋等に大きな被害が生じた。

(地震災害のリスク)

本市平野部は、信濃川と五十嵐川が形成した軟弱で地震の際に揺れやすく液状化を起こしやすい沖積平野であり人口のほとんどがその上に居住している。

市内には国の調査研究推進本部が調査対象とする活断層は存在しないが、市域周辺部の活断層で地震が発生した場合、本市でも大きな被害が発生すると考えられる。

令和4年に公表された「新潟県地震被害想定調査報告書」では、長岡平野西縁断層帯でマグニチュード8程度の地震が発生した場合、本市での震度は5弱から6強程度になると推定され、大きな建築物被害、人的被害が発生することが想定されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症も国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況（商工団体別）

①三条商工会議所管内の商工業者数

- ・商工業者等数 4,667人
- ・小規模事業者数 3,711人

【内訳】

	建設業	製造業	卸売・小売業	飲食・宿泊業	不動産・物品賃貸業	サービス業	その他	合計
管内商工業者数	376	1,056	1,438	487	234	827	249	4,667
小規模事業者数	355	943	978	365	231	673	166	3,711
備考 立地条件等	地区内広域に分散							

(管内商工業者／小規模事業者数は、平成26年経済センサスによる)

②三条市商工会管内の商工業者数

- ・商工業者等数 789人
- ・小規模事業者数 677人

【内訳】

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	合計
管内商工業者数	172	235	63	100	28	147	44	789
小規模事業者数	167	191	40	90	27	134	28	677
備考 立地条件等	地区内広域に分散							

(管内商工業者／小規模事業者数は、令和7年4月1日時点三条市商工会商工業者名簿による)

(3) これまでの取組

1) 三条市の取組

- ・避難情報の発令基準の明確化
- ・水害対応マニュアル、震災対応マニュアル、災害支援物資対応マニュアル等の作成
- ・土砂災害等に係る地域の自主避難計画の策定支援
- ・豪雨災害対応ガイドブック、まるごとまちごとハザードマップ等の作成
- ・多様な媒体による情報伝達体制の整備
(屋外拡声子局、自動電話応答サービス、ホームページ、メール配信サービス、公式LINE、緊急速報メール、テレビデータ放送、FMラジオ緊急割り込み放送、個別受信機、固定電話への避難情報の配信)
- ・気象情報の収集体制の整備
(気象予報士の活用、防災カメラの設置、危機管理型水位計の設置、ドローンの活用等)
- ・水害対応総合防災訓練の実施
- ・災害時要援護者対策の強化

- 2) 三条商工会議所の取組
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・事業者BCP策定セミナーの開催
 - ・事業者BCP策定に向けた定例相談の開催

- 3) 三条市商工会の取組
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・事業者BCP策定セミナーの開催

II 課題

三条市内における小規模事業者等の防災・減災対策への支援における課題は下記のとおり。

- ①小規模事業者の経営課題として防災・減災対策に対する認識の欠如
- ②小規模事業者にとって事業者BCP策定の知識及び人材不足
- ③発災時における三条市と商工団体の連絡体制マニュアル等の整備・連携強化
- ④新型インフルエンザ等感染症発生時の対応についての情報提供等支援の強化

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や換気、マスクの着用の咳エチケット、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ①小規模事業者等に対する災害や感染症リスクの認識向上と事前対策の必要性の周知
- ②災害発生時における円滑な連絡体制の構築
- ③発災後の事業継続のため連携体制の強化

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

IV 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

V 事業継続力強化支援事業の内容

三条商工会議所・三条市商工会（以下、商工団体）と三条市は、役割分担及び体制を整理し、管内小規模事業者等が防災・減災に向けた取組を実施するため、連携して以下の支援事業を実施する。

（1）事前の対策

①小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・経営指導等の窓口・巡回指導の機会を活用し、三条市豪雨災害対応ガイドブックにある「逃げどきマップ」や過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク、及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国・県・市の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型インフルエンザ等感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には、最新の正しい情報を常に入手し冷静に対応することの重要性を周知する。
- ・また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、感染症対策のための各種支援策等について周知・支援を実施する。

②商工団体における事業継続計画等の作成

- ・商工団体は、各団体において事業継続計画等を策定するとともに、策定された事業継続計画を把握し災害発生時の対応に備える。
 - 三条商工会議所 「三条商工会議所事業継続力強化計画(BCP)」を策定（令和2年9月）
 - 三条市商工会 「三条市商工会危機管理マニュアル」を策定（令和6年4月）

③関係団体等との連携

- ・商工団体は、連携する（今後連携する場合を含む）損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

④フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を継続して行う。
- ・商工団体と三条市で本支援計画についての状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・商工団体と三条市との連絡体制の確認強化を行う。訓練は必要に応じて実施する。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助を最優先とし、その上で各商工団体が策定した危機管理マニュアル等に基づき行動する。

また、各々の管轄区域内の被害状況を随時把握し、所定の頻度で三条市と情報共有を行う。

① 応急対策の実施可否の確認

- 各商工団体は、発生後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を各商工団体と三条市で共有する。)
- 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、三条市における感染症対策本部設置に基づき各商工団体で感染症対策を実施する。

② 応急対策の方針決定及び情報共有

- 商工団体と三条市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- 商工団体の職員は、避難情報の発令状況に応じて、就業前であれば出勤せずに適宜水平避難や垂直避難により自らの安全を確保する。
- 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

(被害規模の目安は以下の想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が生じている。地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- 本計画により、各商工団体と三条市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

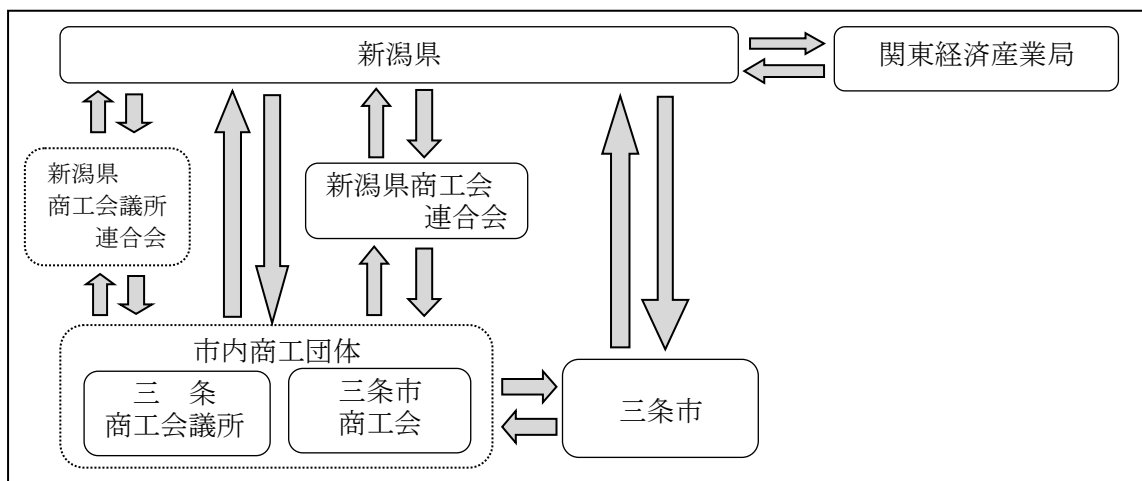
発災後～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1日に1回共有する
1ヵ月以降	2日に1回共有する

- 感染症流行の場合は、三条市の「三条市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動について必要な事項を決める。
- ・商工団体と三条市が共有した情報等は、所定の方法で各商工団体又は三条市より県等へ報告する。

<連絡ルート>



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・商工団体の相談窓口の開設方法について、三条市と相談する。
なお、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口は、各商工団体の建物等の安全性が確認された場所において設置するものとし、必要に応じて三条市は本庁、各支所等への窓口設置・運用について支援するものとする。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・新潟県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地区の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等について、商工団体の上部組織（新潟県商工会議所連合会・新潟県商工会連合会）に要請する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合（生じる恐れがある場合を含む）は、あらかじめ県へ相談報告する。

(別表2)

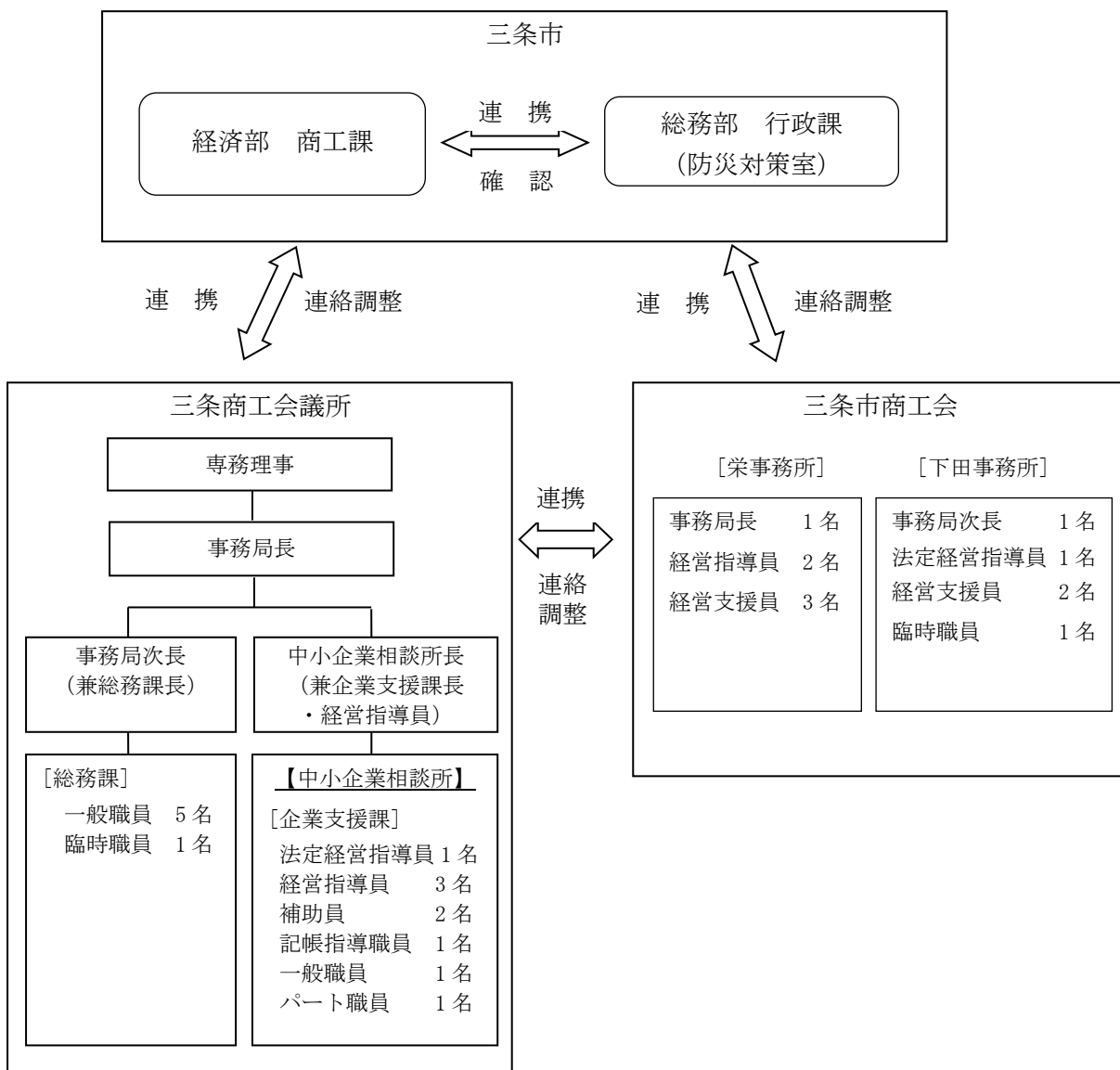
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年4月1日現在)

(1) 実施体制 (商工会議所又は商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会議所又は商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

【実施体制図】



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先（連絡先は後述（3）①参照）

「三条商工会議所」

経営指導員 川上 拓也

「三条市商工会」

経営指導員 笠井 雄輝

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

③広域経営指導員の当否

経営指導員 笠井 雄輝は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当する。

(3) 商工会議所／商工会、関係市町村連絡先

①商工会議所／商工会

三条商工会議所

〒955 - 8603 新潟県三条市須頃 1-20

T E L : 0256 - 32 - 1311 / F A X : 0256 - 32 - 1310

E-mail : info@sanjo-cci.or.jp

三条市商工会 経営支援室

〒959 - 1153 新潟県三条市新堀 2290

T E L : 0256 - 45 - 3405 / F A X : 0256 - 45 - 3684

E-mail : sanjo2s@shinsyoren.or.jp

②関係市町村

三条市経済部 商工課

〒955 - 8686 新潟県三条市旭町 2 丁目 3 番 1 号

T E L : 0256 - 34 - 5610 / F A X : 0256 - 36 - 5111

E-mail : shokoka@city.sanjo.niigata.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 三条商工会議所

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

(2) 三条市商工会

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ 作成費	50	50	50	50	50
・防災、感染症 対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
各商工団体の会費収入、三条市補助金、新潟県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

